



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

*61 和歌山県消防功労者表彰規程(昭和36年和歌山県告示第302号)の一部改正	(危機管理・消防課)..... 1
62 大規模小売店舗立地法による海南市から聴取した意見の概要	(商工振興課)..... 6
63 保安林の指定の解除	(森林整備課)..... 6
64 //	(//)..... 6
65 //	(//)..... 6
66 保安林予定森林	(//)..... 7
67 保安林の指定施業要件変更予定	(//)..... 7
68 保安林の指定施業要件の変更	(//)..... 8
69 //	(//)..... 8
70 都市計画事業の事業計画の変更認可	(道路建設課)..... 8
71 道路の位置の指定	(都市政策課)..... 9

○ 公告

都市計画の案の縦覧	(都市政策課)..... 9
-----------	----------------

告 示

和歌山県告示第61号

和歌山県消防功労者表彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県消防功労者表彰規程(昭和36年和歌山県告示第302号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(表彰の範囲) 第2条 表彰は、次に掲げる者について、知事が行う。 (1)~(4) 略 <u>(5) 前各号に掲げる者以外の個人又は団体(次条第7項において「部外の個人又は団体」という。)</u>	(表彰の範囲) 第2条 表彰は、次に掲げる者について、知事が行なう。 (1)~(4) 略
(表彰の種類) 第3条 略 2 特別功労章は、水火災又は地震等の現場において、消防任務遂行上抜群の功労があり他の模範と認められる消防吏員及び消防団員に対して授与する。 3 永年勤続功労章は、25年以上勤続の消防吏員及び消防団員で勤務成績の優秀と認められる者に対して授与する。 4 功労章は、消防任務遂行上著しい功労があると認められる消防吏員、消防団員及び消防事務	(表彰の種類) 第3条 略 2 特別功労章は、水火災または地震等の現場において、消防任務遂行上抜群の功労があり他の模範と認められる消防吏員および消防団員に対して授与する。 3 永年勤続功労章は、25年以上勤続の消防吏員および30年以上勤続の消防団員で勤務成績の優秀と認められる者に対して授与する。 4 功労章は、消防任務遂行上著しい功労があると認められる消防吏員、消防団員および消防事

担当者に対して授与する。

- 5 表彰旗は、防災思想の普及、消防施設の整備その他災害の防御に関する対策の実施についてその成績が特に優秀で、かつ、他の模範となると認められる消防機関に対して授与する。

6 略

- 7 表彰状は、次の各号のいずれかに該当する部外の人又は団体に対して授与する。

- (1) 災害において消防作業に協力し、又は従事し、その功労顕著なもの
 (2) 防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防御に関する対策の実施に協力し、又は従事し、その成績特に優秀なもの

(表彰の具申)

第4条 市町村長は、前条に該当する消防吏員、消防団員、消防事務担当者又は消防機関があると認めるときは、知事に具申するものとする。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、第3条第1項第1号から第5号までに定めるものについては毎年3月に、同項第6号に定めるものについては随時に、それぞれ行うものとする。

(徽章等の形状及び制式)

第6条 特別功労章、永年勤続功労章、功労章、表彰旗及び竿頭綬の形状及び制式は、別表のとおりとする。

務担当者に対して授与する。

- 5 表彰旗は、防災思想の普及、消防施設の整備その他災害の防ぎよに関する対策の実施についてその成績が特に優秀で、かつ、他の模範となると認められる消防機関に対して授与する。

6 略

- 7 表彰状は、20年以上勤続の消防吏員および消防団員が退職または退団した際に授与する。

(表彰の具申)

第4条 市町村長は、前条に該当する消防吏員、消防団員、消防事務担当者または消防機関があると認めるときは、知事に具申するものとする。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、原則として第3条第1項第1号から第5号までに定めるものについては、毎年3月7日の消防記念日に、第3条第1項第6号に定めるものについては、被表彰者が所属する市町村の訓練初式の日に、それぞれ行うものとする。

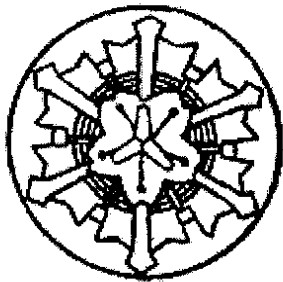
(徽章等の形状および制式)

第6条 特別功労章、永年勤続功労章、功労章、表彰旗および竿頭綬の形状および制式は、別表のとおりとする。

別表を次のように改める。

別表

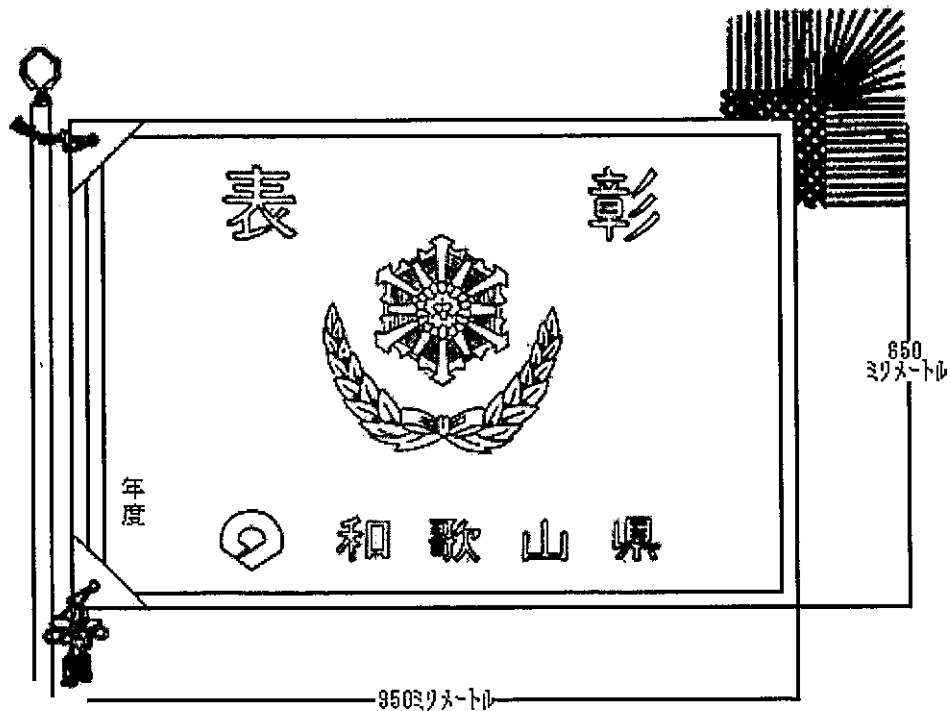
- 1 特別功労章、永年勤続功労章、功労章
形状



制式

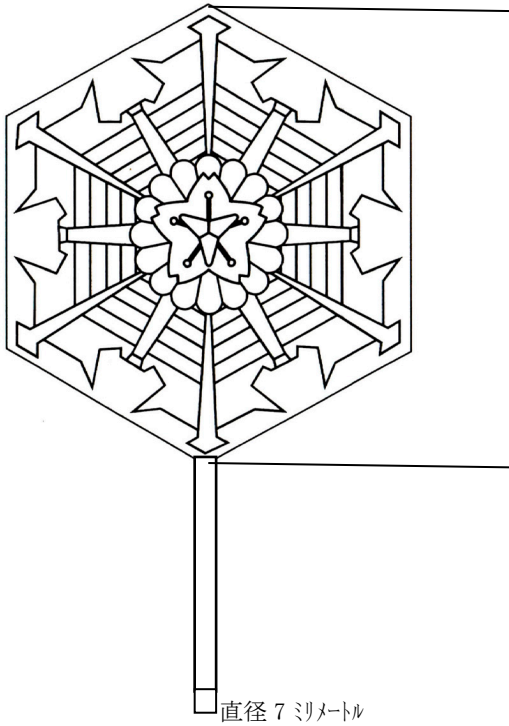
區別	特別功労章	永年勤続功労章	功労章
地金	真鍮銅合金	真鍮銅合金	真鍮銅合金
大きさ	縦	4.5センチメートル	4.5センチメートル
	横	4.5センチメートル	4.5センチメートル
表面	管そう桜花	金色	金色
	日章	赤色七宝焼	青緑色七宝焼
裏面	留金具付	留金具付	留金具付

- 2 表彰旗
形状

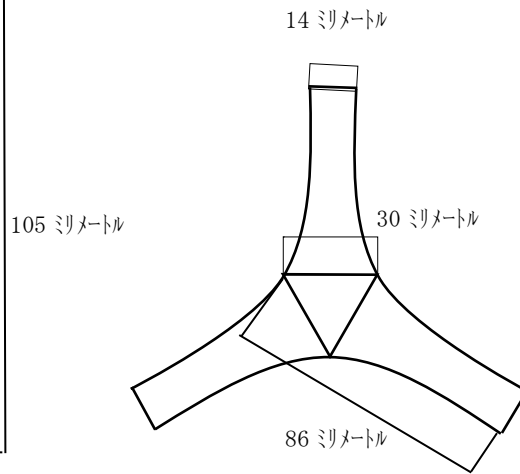


竿頭

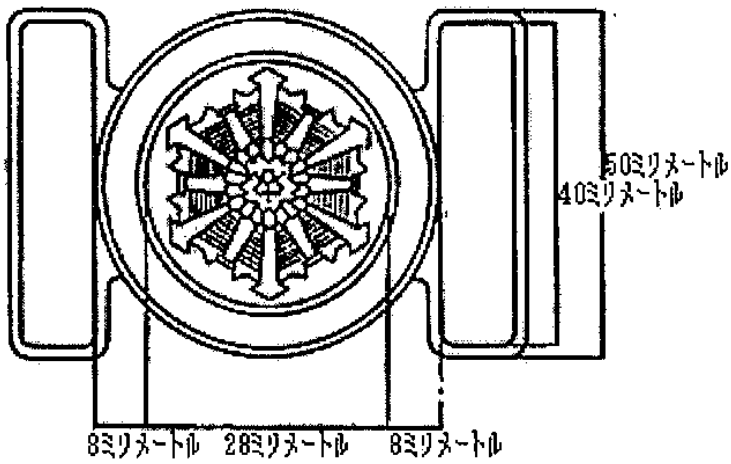
正面図



上面図



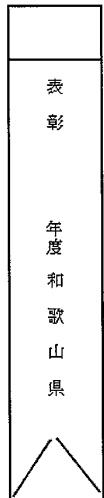
バンドの金具



制式

部分		制式
旗	生地	本絹塩瀬羽二重あわせ旗、重さ 2,200 グラム
	染色	古代むらさき。「県章」はオレンジ色とし、「和歌山県」の文字は白ぬきとする。
	ししゅう	中央紋章及び「表彰」の文字は金糸ししゅう仕上げ、月桂樹はきみどりの絹糸ししゅう仕上げとする。
	モール	金平ゼッケンモールを四方に付ける。
	フレンジ	金色4段幅150ミリメートル
	仕立て	金はく押しの本皮製で、すみ皮による鳩目打ち仕立てとし、飾りふさ付きとする。
頭竿	素材	真鍮 本金メッキ
	仕上げ	紋章打出し
旗さお		黒塗千段巻及び金ねじ3本つき
バンド		裏ラシャ付きの牛本皮製、金具付、長尺

3 竿頭綬
形状



制式

布地		赤羽二重裕
大きさ	縦	90センチメートル
	横	9センチメートル
文字		白

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

和歌山県告示第62号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により海南市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワ海南下津店・ココカラファイン海南下津店
和歌山県海南市下津町上150番2外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和2年和歌山県告示第1112号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課（和歌山市湊通丁北一丁目2番1）
海南市まちづくり部産業振興課（海南市南赤坂11番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 令和3年1月22日から同年2月22日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第63号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字西ヶ峯字笠松397の1、397の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第64号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡由良町大字小引字田子谷557の6
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第65号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡みなべ町清川字中用川1780の7・1780の17（以上2筆について次

の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びにみなべ町役場に備えて置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第66号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡印南町大字宮ノ前字大野田山873から880まで、881の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

日高郡印南町大字宮ノ前字大野田山873・877（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、878、881の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第67号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第68号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和3年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第69号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和3年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第70号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認めたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和3年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
和歌山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
和歌山都市計画道路事業3・3・8号新和歌浦中之島紀三井寺線

和歌山都市計画道路事業3・3・12号今福神前線

3 事業施行期間

平成29年3月31日から令和6年3月31日まで

4 事業地

収用の部分

平成29年和歌山県告示第445号の事業地のうち、和歌山県和歌山市今福1丁目、3丁目及び4丁目並びに砂山南4丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分

なし

和歌山県告示第71号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年1月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3549	御坊市湯川町小松原字早ヶ瀬坪290番1の一部	御坊市菌350番地13 株式会社サンクリエーション 代表取締役 角幸彦	令和 3.1.13	4.70	41.49
				6.00	
				6.00	14.13

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

令和3年1月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画の種類及び名称

かつらぎ都市計画道路（3・5・1号高田嵯峨谷線）

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

和歌山県伊都郡かつらぎ町萩原字禮上

笠田東字室ノ木

佐野字上嶋

大谷字西中洲、東出前

蛭子字丁地

大藪字長玄田

新田字丁通り西

中飯降字北久保、北溪西

- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
かつらぎ町建設課
- 4 縦覧期間
令和3年1月25日から同年2月8日まで